

第 8 回

熊本県議会

経済環境常任委員会会議記録

平成26年1月28日

閉 会 中

場所 第 1 委 員 会 室

第 8 回 熊本県議会 経済環境常任委員会会議記録

平成26年1月28日(火曜日)

午前10時2分開議

午前10時55分閉会

本日の会議に付した事件

報告事項

- ①水俣病対策の状況について
- ②特定非営利活動法人（NPO法人）
支援のための制度改正に伴うNPO法人
条例個別指定制度の構築について
- ③九州・沖縄地方産業競争力強化戦略
の策定について
- ④山鹿灯籠の国指定伝統的工芸品の指
定について
- ⑤荒瀬ダム撤去について
- ⑥労使紛争申立状況について

出席委員（7人）

委員 長 浦 田 祐三子
副委員 長 東 充 美
委員 西 岡 勝 成
委員 井 手 順 雄
委員 小早川 宗 弘
委員 森 浩 二
委員 磯 田 毅

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

環境生活部

部長 谷 崎 淳 一
政策審議監 末 廣 正 男
環境局長 村 山 栄 一
県民生活局長 佐 藤 祐 治
首席審議員兼
環境政策課長 宮 尾 千加子

水俣病保健課長 田 中 義 人
水俣病審査課長 中 山 広 海
環境立県推進課長 福 田 充
環境保全課長 松 田 隆 至
自然保護課長 江 上 憲 二
廃棄物対策課長 坂 本 孝 広
首席審議員兼
公共関与推進課長 中 島 克 彦
くらしの安全推進課長 石 崎 尚 喜
消費生活課長 杉 山 哲 恵
男女参画・協働推進課長 大 谷 祐 次
人権同和政策課長 中 富 恭 男
商工観光労働部
部長 真 崎 伸 一
政策審議監兼
商工政策課長 出 田 貴 康
商工労働局長 森 永 政 英
新産業振興局長 高 口 義 幸
観光経済交流局長 松 岡 岩 夫
商工振興金融課長 伊 藤 英 典
労働雇用課長 下 村 弘 之
産業人材育成課長 古 森 美津代
産業支援課長 奥 蘭 惣 幸
エネルギー政策課長 山 下 慶一郎
企業立地課長 寺 野 慎 吾
首席審議員兼
観光課長 渡 辺 純 一
国際課長 磯 田 淳
くまもとブランド推進課長 成 尾 雅 貴
企業局
局長 河 野 靖
総括審議員兼次長兼
総務経営課長 古 里 政 信
工務課長 福 原 俊 明
労働委員会事務局
局長 西 岡 由 典

審査調整課長 橋本博之

事務局職員出席者

議事課主幹 左座守
政務調査課課長補佐 春日潤一

午前10時2分開議

○浦田祐三子委員長 おはようございます。

ただいまから、第8回経済環境常任委員会を開会いたします。

それでは、議事次第2、報告事項に入ります。

報告の申し出が、環境生活部から2件、商工観光労働部から2件、企業局から1件、労働委員会から1件あっております。

まず、説明を全て受けた後に質疑を受けたいと思います。

なお、審議を効率よく進めるために、執行部の説明は簡潔にお願いいたします。

また、本日の説明などを行われる際は、執行部の皆さんは着席のままで行ってください。

それでは、報告事項1につきまして説明をお願いします。

○中山水俣病審査課長 水俣病審査課でございます。

報告事項の資料をめぐっていただき、1ページ目からお願いいたします。

水俣病対策の状況について、12月の当委員会で御報告した以降の状況につきまして御報告させていただきます。

まず、1の主な経緯についてですが、12月19日、環境省への要求を行うに当たり、知事が臨時の記者会見を行いまして、そこで現状に対する認識等を示した上で、その後、県として、環境省に対して、臨水審すなわち国の臨時水俣病認定審査会の設置と開催を要求したところです。また、12月26日ですが、国、県及びチツソを相手取った「ノーモア・ミナ

マタ」の第2次訴訟の第3陣が提起されました。

次に、2の最高裁判決以降の国・県の動きについてですが、資料の5行目までは前回の委員会とほぼ同じ内容です。6行目の「そのような中」から御説明をさせていただきます。

「そのような中」とは、上に記述がありますけれども、国が総合的検討の具体化の作業を行っている中でということになります。国が作業を行っているさなかに、国の不服審査会から県の認定申請棄却処分に対して認定相当という判決がありました。

これを受けて、県として11月1日に申請者の方を水俣病と認定させていただいたところですが、この判決は従前の判決を変更するというものでございました。しかし、環境省は、これについて参考事例であるという認識を示しました。

このため、同じ国において環境省と不服審査会との間で異なる考え方が生じる事態となりまして、県としては、この事態を受けて、国における考え方の整理がなされておらず、また、7月に要望しておりました公健法の補償制度の検証にも応じる姿勢が見られないことから、認定業務をこのまま続けていくことは困難と判断し、環境省に臨水審の設置、開催を求めたところです。このことについて、12月19日の臨時の記者会見で知事が申し述べたところであります。

次、2ページをお願いいたします。

認定業務の状況についてです。

(1)の認定申請の状況について、12月31日現在の認定申請者数は483名となっております。書いてございませんが、11月30日時点で455人でしたので、この一月で28人の増となります。

次に、4の裁判の状況です。

水俣病被害者互助会訴訟につきましては、委員会資料の作成に間に合いませんでした

が、昨日結審が行われまして、判決が3月24日と決まったところでございます。判決が3月24日と決まりました。

水俣病審査課は以上でございます。

○田中水俣病保健課長 水俣病保健課でございます。

引き続き、5の特措法による救済の取り組みについて御説明をいたします。

(1)の申請者数4万2,961人及び下の表に書いておりますその内訳につきましては、前回の委員会から変更がございませんので、恐縮ですが、説明を省略させていただきます。

県といたしましては、引き続き、対象者の確定に向けまして最大限の努力を行いますとともに、窓口での対応やフォローアップ事業に取り組んでまいります。

保健課は以上でございます。よろしくようお願い申し上げます。

○浦田祐三子委員長 次に、報告事項2について説明をお願いします。

○大谷男女参画・協働推進課長 男女参画・協働推進課でございます。

報告資料の3ページをお願いいたします。

県内で活動しているNPO法人が、さらに健全かつ自由に社会貢献活動を行うことができるようにするための条例の検討を行っておりますので、その条例の概略を説明いたします。

まず、1のNPO法人の支援制度の変遷についてでございますが、阪神・淡路大震災を機に進んだ市民の自由な社会貢献活動の健全な発展を目的に、平成10年にNPO法により認証制度がスタートしており、県内でも現在700近いNPOが活動しております。

さらに、平成13年の税制改正により、一定の条件を満たした認定NPO法人に寄附した者に税制上、所得税、法人税、相続税の優遇

措置を与える認定NPO制度が発足し、NPO法人の財源基盤の強化に努めてきております。

次のページをお願いします。

2のNPO法人支援のための制度改正と条例の制定ですが、東日本大震災復興支援におけるNPO等の活躍を契機といたしまして、市民社会を支えるNPO活動をさらに後押しするため、平成24年4月にNPO法が大幅に改正されております。

改正のポイントは、所轄庁の変更、認定を行う機関の変更、③の税制上の特例措置を与える認定NPO法人制度の認定基準を大幅に緩和すること、さらに④の仮認定制度を設立してNPO法人の活動支援を強化してきております。

特に、③の新認定基準につきましては、NPO法人が広く市民の支持を得ている度合いを示す指標でありますパブリックサポートテストについて、従来の寄附金の割合という基準に加えまして、寄附者の基準と地方自治体が条例により個別指定するという条例個別指定基準が加えられ、3つの条件から選択できるように緩和されています。

次のページをお願いいたします。

3の条例個別指定と認定NPO法人の関係についてですが、認定NPO法人になることにより、適正で公益性の高い活動をしているNPO法人として信頼性が高まりますとともに、税金の優遇により寄附が集まりやすくなります。ただ、認定NPO法人になるには、広く市民の支持を得ているというかなり厳しいPST基準——パブリックサポートテストの基準をクリアする必要がありますが、今回の改正で県の個別指定の条例で指定されれば、PST条件をクリアし認定NPO法人となることができまして、県民税も含めた税金の優遇を受けることができます。

次のページをお願いいたします。

4のNPO法人の条例の個別指定の基準案

でございます。

指定の対象は、県内に主たる事務所を有するNPO法人であること、公益要件につきましては、①の年間3,000円以上の寄附を行っている県民が50名いること、②の県民にその活動が一定の認知をされていること及び③のその事業活動を広く県民に周知していることの3つの要件を満たすことを条件として考えております。

その他の運営条件は、認定や仮認定NPO法人と同様に、運営組織や経理が適切であること、事業内容が適切であること等の一般的な運営条件を満たすことを当然求めることとなります。

なお、指定に関する諮問機関は特に設けず、指定基準の判定期間は、初回は2年、更新時は5年、指定期間は5年と考えております。

次のページをお願いいたします。

5のスケジュールですが、平成24年4月のNPOの改正を受けまして、平成24年度から、有識者による検討準備会を設置いたしまして、情報収集や方向性の検討を進めてまいりました。平成25年には、制度指定に向けての有識者の検討委員会を正式に立ち上げ、具体的な検討を進めてきております。

今後、議会に報告後、パブリックコメントを実施いたしまして、平成26年度6月議会で制定をお願いしたいと考えております。審議の方よろしくをお願いいたします。

○浦田祐三子委員長 次に、報告事項3について説明をお願いします。

○出田商工政策課長 商工政策課でございます。

九州・沖縄地方産業競争力強化戦略の策定について御報告いたします。

資料、経済環境常任委員会報告事項、商工観光労働部、縦長の資料でございますが、1

ページをお開きください。

昨年6月に政府が発表いたしました日本再興戦略、言うところの成長戦略でございますが、この中で、全国各地の地域に根差した生の声を反映していくために、地域ブロックごとに地域を支える企業の経営者等をメンバーとする地方産業競争力協議会を設置することとされております。既に九州地域の協議会も立ち上がっているところでございます。

現在、この協議会において、九州・沖縄地域における産業再生に必要な政策等に関する地方の声を政府に提言すべく、平成26年3月末をめどに、九州・沖縄地方産業競争力強化戦略を策定しているところでございます。この協議会でございますが、米印のところに書いてございます九州地方知事会、それから九州経済連合会、九州経済産業局及び内閣府の沖縄総合事務局の共同によって設立されたものでございます。

現在、取りまとめ中の戦略案の骨子を掲載しております。

1の産業競争力強化戦略の方向性(案)というところでございます。

この内容について、かいつまんで御説明させていただきますと、まず、(1)クリーンにつきましては、1ページ中段に記載しております九州の4つの特徴を踏まえ、再生可能エネルギーに関するクリーンで経済的なエネルギーの供給拠点化や水素燃料電池自動車など次世代自動車の普及、また、次世代有機EL関連技術の開発などによるエネルギー消費の高効率化などが検討されております。

次に、(2)の医療・ヘルスケア・コスメにつきましては、質の高い医療・介護の提供による健康寿命の延伸や血液・血管関連分野に係る大分、宮崎県の東九州メディカルバレー構想などに基づく九州の特徴を生かした事業分野の開拓、また、東南アジアとの人材交流等の海外展開や海外からの受け入れなどが検討されております。

次のページをお開きください。

(3)の農林水産業・食品につきましては、海外市場への展開や新たなニーズへの対応強化を見据えた需要フロンティアの拡大、最適生産、販路開拓のために必要な体制、いわゆるバリューチェーンの構築、さらに、事業規模の拡大化、安定供給体制の構築などによる生産現場・生産基盤の強化などが検討されております。

最後に、(4)観光につきましては、九州観光推進機構が進めます第2期九州観光戦略の着実な実施やスポーツキャンプの誘致など東京オリンピック開催に向けた取り組みの推進、リゾート観光やヘルスツーリズムといった長期滞在型外国人来訪者への対応を検討しているところでございます。

次に、今後のスケジュールでございますが、2番のスケジュールのところをごらんください。

昨年の11月19日に、既に第1回目の協議会を開催しております。この中で、九州地方知事会と九州経済産業局が主たる事務局となり、策定作業を開始したところでございます。

今後、2月に、九州各県で、地域の企業等からのヒアリング、あるいは、分科会の開催で各地域の意見を集約し、それを取りまとめで平成26年3月下旬に第2回の協議会を開催し、そこで戦略の成案を見るという流れになっております。

最後に、参考として委員の構成を書いております。

協議会の会長は、九経連の麻生会長、このほか委員として、ここに書いてございます各業界等から、企業あるいは団体の代表者が15名、それと自治体から県と政令市からそれぞれの首長が12名というのがメンバーで、都合28人でございます。

本県関係の委員については、一番最後の一覧表に載っております5名、民間から3名、

県知事と熊本市長がメンバーになっているところでございます。

報告は以上でございます。

○浦田祐三子委員長 次に、報告事項4について説明をお願いします。

○成尾くまもとブランド推進課長 くまもとブランド推進課です。

引き続き、お手元の資料3ページをごらんください。

報告事項の4、山鹿灯籠の国指定伝統的工芸品の指定について御説明させていただきます。

昨年12月26日付で、山鹿灯籠が、国の伝統的工芸品産業の振興に関する法律に定める伝統的工芸品といたしまして、正式に経済産業大臣から指定されました。

本県では、平成15年3月ですけれども、国の指定を受けました小代焼、天草陶磁器、肥後象眼に続きまして4件目の指定となります。

本指定につきましては、既に新聞、テレビそれぞれの報道等で御承知の先生方も多いと存じますが、概要につきましては、ここで御説明させていただきます。

1でございますが、今回国の伝統的工芸品と指定を受けました山鹿灯籠ですが、山鹿市で製造されております和紙とのりだけで立体構造に組み上げられる工芸品でございます。この技法につきましては、室町時代末から伝わっており、従来の奉納品を初め、置物、土産物、インテリア等に利用されているところでございます。

2でございますが、国の伝統的工芸品の指定を受けるためには、ここに掲げております5つの要件全てを満たす必要がございます。今回、山鹿灯籠は、この全ての要件を満たしたということで、経済産業大臣から指定を受けたところでございます。

今後の予定ですけれども、3でございますが、申請団体であります山鹿灯籠振興会では、来年度、平成26年度になりますけれども、山鹿灯籠に関する振興計画を作成し、国の認定を受けた上で、平成27年度から、国及び山鹿市の支援を受け、後継者の育成、新商品の開発や販路開拓等の事業を実施することと予定しているところでございます。

また、県におきましても、その他のほうになりますけれども、今回の国の指定を記念いたしまして、県の伝統工芸館におきまして、ことし3月25日から6月15日まで、まだ仮称でございますけれども、山鹿灯籠の技と心と美展を開催する予定としているところでございます。

なお、4ページでございますが、参考資料といたしまして、都道府県別の伝統的工芸品指定品目一覧を添付しているところでございます。

くまもとブランド推進課からは以上でございます。よろしく願いいたします。

○浦田祐三子委員長 次に、報告事項5について説明をお願いします。

○古里企業局次長 企業局でございます。お手元の資料をお願いいたします。

企業局の荒瀬ダムの撤去工事の状況について御報告いたします。

まず、1ページの上段でございます。

昨年12月の前回委員会以降の取り組みでございます。

本格的な発破による撤去工事を実施するために、ダム上流部に施工ヤード、工事用スペースを整備いたしております。ヤードの材料には、ダム上流にたまっておりました砂を利用するなど、より濁りが生じないような工夫をさせていただいております。

写真をごらんいただきたいと思います。

上段が、昨年12月の時点での状況でござい

ます。白点線の枠組みが、本年度の撤去予定でございます。このうち、黄色の部分は12月時点での撤去済みの箇所でございます。

現在は、下の写真でございますが、施工ヤード、工事用スペースを整備し、今後、右側の2門の門柱の撤去に取り組むこととしております。

2ページをお願いしたいと思います。

2の門柱の発破についてでございます。

門柱の高さは、クレスト、ダムの堰堤から約15メートルでございます。そのため、まず、クレストのところから5メートルのところの門柱をくさび形に発破し、門柱を施工ヤードに倒すこととしております。次に、倒した門柱を制御発破で小割りするという2段階の発破を考えております。

倒壊発破予定の写真をごらんいただきたいと思います。

昨日、黄色の部分を試験的に発破いたしました。その状況は、右の写真のとおりでございます。この結果を踏まえまして、赤色の部分を、31日金曜日でございますが、発破する予定でございます。

さらに、この結果を踏まえまして、残された1門を、現在のところ2月4日をめどに発破により撤去することとしておりますが、さらに、工事の内容、日程等については、引き続き県民の皆様にも丁寧にお伝えしていきたいというふうに考えております。

次に、(3)になりますが、倒した門柱を下段の写真のように制御発破により小割りする予定でございます。

企業局としては以上でございます。

○浦田祐三子委員長 次に、報告事項6について説明をお願いします。

○橋本審査調整課長 労働委員会事務局でございます。

資料は「労使紛争申立状況について 平成

25年の状況」という1枚裏表の紙でございます。

労働委員会では、労使紛争に関して、1番に書きました3点の仕事を主に担当しております。

その昨年1年間の状況ですが、まず、不当労働行為事件については、2件に対応いたしました。1件は和解によって解決、1件は、先日労働組合の申し立てを一部認める救済命令を交付して終了しました。それから、集団あっせん、労働組合と使用者との間の紛争のあっせん事件は2件ありまして、2件とも解決をいたしました。個人からの紛争解決のあっせん、個別あっせんは、全部で14件に対応いたしました。5件は解決できまして、9件は解決に至らず打ち切りとなりました。

これらのあっせん事件の内容は、下の3の表のところに書いておりますが、解雇あるいは退職をめぐる事件が、これはもう例年そうですが、大体中心となっております。

それから、裏面には過去数年間の件数の推移をまとめておりますが、近年ちょっと紛争の申し立て件数が減少ぎみであるという状況になっております。

労働委員会の報告は以上でございます。

○浦田祐三子委員長 以上で報告の説明が終了いたしましたので、質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。

○西岡勝成委員 先日ベトナムに視察に行ってきたんですけども、私は初めてだったんですが、やっぱり国柄が違っていると、いろいろ消費者ニーズも違うし、商売のやり方も違うし、私は、社会主義国だともうちょっとこうスマートに行けるのかなと思ったけれども、まだ警察官にしても商売するにしても賄賂が要る部分があるとお聞きして、びっくりして帰ってきたんですけども、結局、日本の中小企業あたりが、仮にアジア戦略の中でやっ

ていく中で、現地の実情を知るというのは非常に私は大事だと思うんですね。変に行くと、またかみつかれる部分もあるし、やけどする部分もあるし、市場調査も、やはり所得、食習慣、そういうのも含めて、そういう調査というのが必要だと思うんですけども。

おかげさまで、今回、後ろに議長いらっしゃいますけれども、大成コンサルさんという八代市の方の会社の御紹介で、そういういろいろな説明もベトナムの実情も聞きながら調査できたんですけども、やはりどこの国—例えばタイにしても、いろいろな国々、ASEAN諸国のそれぞれ事情が違う中で、そういうコンサルタント的な役割を果たす方というのは、どういう方がおられるのかなと。どういう考えで県はその辺を進めようとしているのか。

板東さんだったかな、県の職員の方も一生懸命シンガポールで頑張っておられましたけれども、やっぱり広い範囲で人数が1人か2人でやるということも簡単なことじゃないし、そういう意味で、アジア戦略を進める中で、そういうマーケティングを含めて、どういう調査をやっていくのか、情報収集するのか、その辺についてちょっとお聞かせ願います。

○磯田国際課長 ベトナムの御出張お疲れさまでございました。この委員会からも、浦田委員長、西岡先生初め、皆さん5人の委員の方が御参加されたとお聞きしております。

ベトナムは、もう先生いらっしゃったように、まさに人口も8,500万、もう1億に近いというふうに言われていまして、また、まだ平均年齢が30を割るということで、大変若い国ということで、大変将来性もあるというふうに思っております。残念ながら、まだ私は行ったことがないんですが、大変将来性がある国だというふうにお聞きしてございまして、また先生方が知見されたことを私たちにもし

ろいろと教えていただければと思っております。

アジアのASEANの国々へのこれからの県内企業の進出についてのサポート方法なんですけど、県としてもさまざまな形で調査をしてみたいんですが、あと、スポットアドバイザーという制度を今年度から予算をいただいておりまして使っております。

最近、ベトナムにつきましても、ベトナムでコンサルとか一部製造もやっていらっしゃるような方もアドバイザーにおなりいただくような形で御了解も得ております。

そんな形で、県内の企業さんのニーズに合わせて、それぞれいろんな国、ASEANの国がございますので、スポットでアドバイザーをお願いして、県でわかること、ジェトロでわかること、それ以外のさらに深みのあることが必要な場合にはアドバイザーを雇って、まず応援をして、それから先は、また個別の企業がアドバイザーの方とかそれ以外の方とまたつながっていく形で進出を応援していければと思っております。

○西岡勝成委員 私も中国に進出していった企業あたりの失敗例もよく聞くんですけども、やはり事前の調査をきちっとしていかないとやけどするケースが多いので、ぜひその辺は調査をしてほしいと思います。

もう1つ、非常に労働人口が若くて、日本の生産現場が、人が高齢化して非常に足らぬという状況、特に建設業にしても製造業にしても人が足りない。あの人を見ると、もったいないな、欲しいなという感じがするんですよ。

私は、研修制度というんですかね、日本に労働に来る、いいと思うんですね。1万5,000円ぐらいの給料だから、日本の製造現場に来て、ちゃんと最低賃金にしてもやっぱり12~13万あるわけで、その中から十分ベトナムにも仕送りできるということを考えれば、も

うどンドン日本も生産現場に足らなければ労働者として受け入れてもいいと思うんですね。

3年間のあれですかね、そういう形をとるにしても、やはり人材を送ってくれる人とこっちの受け入れる体制がきちっとないと、いろいろな——中にいろいろな人材派遣会社が入ってしまうと、普通の中小企業の人たちは、どこまでどうなっているのかわからぬ部分があるので、その辺も、ぜひ県の中で、ある程度何といたしますか、そういういろいろな情報を集めていただいて、いい人材をきちっとした形で使えるように体制をぜひお願いしたい。

牛深の水産加工業者あたりも、かなり中国人を入れとる人もいらっしゃいますけれども、ベトナムの方たちは親日的ですし、非常に紳士的ですよね。教育もそういうあれを受けておられるので、非常にそういう面ではありがたいと思うんですけども、ただ、どういうことをしてそういう雇用ができるのか、まだ中小企業の人でわからぬ部分がありますので、ぜひその辺もアドバイスをさせていただいて、3年間の就業を経て日本の技術を学んでほしいし、お金も稼いで母国に送ってほしい。それもいいことだと思うんですね。将来的には、その人たちが日本の物の消費者に変わっていくわけですから、そういう意味でも、ぜひまたアドバイスなり情報を収集して教えていただければと思いますので、よろしく願いをいたします。

○磯田国際課長 先生おっしゃるように、ASEANの国々、チャイナ・プラス・ワンとして大変私も注目しておりますので、貿易その他もろもろを含めてしっかり情報を収集して、県内企業の支援をしっかりとしてみたいと思います。

○井手順雄委員 今、西岡先生のお話の中、

質問は、この報告書の中の九州・沖縄地方産業競争力強化戦略の策定の中の海外戦略という意味の位置づけで質問されたと。それに対しての2ページ、食の農林水産業のいろんな取り組みを今ここに書いてあります。これは、抽象的に今の話の中であったような話なんでしょうけれども、これをどの程度具体化して今後戦略として持っていかれるのか、もうちょっと詳しくお聞きしたいと思います。

○出田商工政策課長 まず、この今の素案の策定、今までの積み上げの仕方ですけれども、こういう項目についてこの戦略に乗せたらいいんじゃないかということで、各県から意見が出ております。その意見というのは、非常に、言うなら割とざっくりした形での項目設定でございまして、まだどのレベルまでといたしますか、どういう、何といたしますか、制度をつくるのか、そういったところまではここの組上によってきてないということでございます。どこまで突っ込むかというのは、今から各県で意見を積み上げて調整をしていくという流れになります。

○井手順雄委員 結局、提言、提案という形で多分終わるんでしょうね、これは多分。しかしながら、今、農林水産業を取り巻くこの中で、TPPもありますし、いろんな高齢化もある。そういった中で、大変厳しい時期が今の時期なのかなというふうなことであります。そういった転換期という中で、こういった取り組み、九州で頑張ろうという取り組みですよ。

例えば、今、西岡先生がおっしゃったように、海外に進出していこうとか、海外を売り先にしようとか、そういったときの具体的な対策というのも、提言、提案じゃなしに、そういったところまで掘り下げて、今回、熊本県版じゃないけれども、熊本県はこういうこ

とをやりますというふうなところもやっぱり示していかないと、なかなか成果が出てこないというふうな——せっかくこういった九州で戦略という形の中でまとまっていこうというならば、九州のいい品物を九州で一遍に営業しましょうとか、そういった連携をとるとか、どういった品物をどこに売るとか、具体的にその辺までもやっぱり協議をしていくと。

それについて協議をするということは、商工は、もちろん窓口は商工で、あと農林水産だったら農政で、水産は、林業は、あると、そういったところの横の連携というのもこの際強化して、やっぱり質の——単価を上げていくとか、また、付加価値をつけて高く売るとか、そういったことをやっぱり方向づけとして県がやっていくというのをしていかなぬと、やっぱり生産者という方々は大変苦労すると思うんですね、今後。そこが大事だろうというふうに思いますので、そこ辺は、もう詳細まで突き詰めて、できるだけ詳しくそういった策定をしていただきたい。これは要望で結構でございますので、よろしく願います。

○浦田祐三子委員長 ほかに質疑は。

○小早川宗弘委員 関連して。

井手先生のおっしゃるとおりだというふうに思います。この1ページ、2ページに書いてありますけれども、九州全体の計画というか、競争力強化戦略計画みたいなものをつくれるというふうなことで、これは、1ページから2ページにかけて、クリーンエネルギーの問題、あるいは医療、ヘルスとか、あるいは3番目に農林水産業、4番目に観光と。これは、どれもやっぱり熊本県は非常に強い部分だというふうに思うとですよ、九州・沖縄の中でも。

クリーンエネルギーの部分については、や

はり太陽光とか再生エネルギーの計画もあるというふうなこと、医療機関も、これは全国でも非常にたけている医療機関も存在するというふうなことで、農業のことはもちろんですけれども、観光も、阿蘇、天草というふうなことで、ぜひ、こういう何か計画を立てられる際は、熊本の存在感というのもちろんと計画の中で戦略の中で見えるような形で取り組んでいただきたいと思えます。これも要望でいいです。

○浦田祐三子委員長 ほかに質疑はありますか。

それでは、最後にその他でございますが、委員の先生方から何かございますか。

○井手順雄委員 企業立地課にお尋ねします。

今、熊本港と八代港とポートセールスということで、企業立地課が一生懸命頑張っておられるということをお聞きしておりますが、熊本港についてちょっとお聞きしたいんですが、今、臨海埠頭用地、いわゆる熊本港内の土地の区分といいますか、どういったものが入れるのかという区分と、現在どういったところが借地されているのか、その状況をお聞かせください。

○寺野企業立地課長 熊本港の第1次分譲地、分譲リースかけて約4.1ヘクタールほどございますが、それにつきましては、分譲リースの申し込み要件としまして「熊本港の物流・人流の強化に寄与する港湾関連企業等」という規定をしております。

昨年4月には、港湾計画を土木部のほうで改定しまして、前は交流厚生用地だったんですが、マリーナとかそういうレジャー関係の用地から港湾関連用地に変更しまして、流通加工施設や物流施設の立地が可能となるように変更が行われております。

現在は、既に入っておるところでいいですと、流通加工施設、再生利用施設を確保する施設等が入っているところがございます。

○井手順雄委員 具体的には、どういった業者さんが入っているんですか、何社。具体的には、どういう業務を行っているのか、そこまでお聞かせください。

○寺野企業立地課長 ペットボトル等を再生して再利用する施設でございます、1つは。それと、木材等を集めて再生して処理する施設等が入っております。

○井手順雄委員 ということは、いわゆる産廃業者さんということですかね、言いかえれば。というのが、熊本港、今、私、近所ではありますが、よく行きます。そういう中で、そういった産廃業者さんが2社入っておられて、そこに野積みのトラックで木くずだとか何やらかんやらごみを持っていかれて、ちょっとこうそれがこぼれて、ちょっと散らかっているというようなところも見受けられますし、岸壁においては、海砂利、それと岩石、これの物揚げ場なんです。いわゆる工業港というか、そういった感じの港にしか見えないという雰囲気があります。

一方、観光、いわゆるこれは、熊本港というのはフェリー乗り場がありまして、年間90万からの観光客等々の皆さんが往来すると、そういう観光港であります。そしてまた、昨年は大型クルーズが2隻やってきました。こども定期的にも1隻は来るでしょう、「にっぽん丸」。

そういった中で、やっぱり熊本港というのは、そういった観光港という形の中で生かしていくべき港じゃなかろうかというふうな位置づけにしたいなというふうには思っています。なぜならば、八代もガントリークレーンができました。今度は14メートルの岸壁もできま

す。そういった中で、商業、また観光港として今から飛躍していく八代港であります。これは大いに応援をしながらやっていきたいという傍ら、熊本港の利用というのも大事であろうというふうに思います。

今、フェリー乗り場の前が、おっしゃるとおり、交流施設からそういった倉庫等々、加工施設等が建てられるように変更になったという話がありますが、私としては、そこにやはりにぎわいのある熊本港をつくるための施設、例えば、農林水産物の直売所だとか、そういったものを生かしたレストランだとか、そういった、やはり人が寄って、そういう90万人からの人たちがワンストップでそこに行くために来るとか、そういった施設を考えていくべきであろうかというふうなことを思います。

例えば、そのフェリー乗り場の駐車場の目の前に産業廃棄物屋さんの倉庫が建ったと。中は、ペットボトル、古紙とか、そういうのが入っているというのも、何か熊本港を生かし切れないのかなど。本来のやっぱり港は、そういったにぎわいのあるところが前面に来て、奥のほうはそういった工業施設でも結構なんです。そういったつくりを今後考えていかぬと、一番からもう倉庫ができたなら何もできないというような状況があります。その辺は、県はどういうお考えでしょうか。

○寺野企業立地課長 委員御指摘のように、今、流通加工施設や物流施設、これについては立地可能でございますが、今おっしゃったように、フェリー乗り場ですとか広場、人が集まる空間につきましては、より人流に視点を置いたところで今考えておまして、また、熊本港のコンテナターミナルがありますので、道路を挟んで北側につきましては、そういう物流機能との関連性を踏まえながら、今検討——どういう施設が入ったほうがいいか、検討を進めているところでございます。

○井手順雄委員 これはもう部長にお聞きしたいんですが、やはり港の開発という中で、どういった企業が入ってくるのかということ、大きく私は変わってくると思うんですね。ですから、熊本港のコンセプトですよ、基本的な考え方。そういった産業廃棄物とかそういったいろんな倉庫等々で埋め尽くしてそれでオーケーなのか。それとも、そういった観光港として、そういった人たちが集まるにぎわいのある港づくりをしようと思うのか。こういったビジョンを明確に出すべきだと思うんですね。

例えば、フェリー乗り場の前あたりの臨海埠頭用地には、商業用施設でそういった倉庫はできませんとか——できませんじゃないですね。こういうところには、そういったにぎわいのある地域の区画にしますと、道の1本入った奥は、そういった倉庫とか廃棄物の倉庫にするとか、そういったことの区分をそういった中で今後やっていって、そういったところの企業立地なんですよ。

そういうところがありますからこういう企業が来てほしいというのが、やはり企業立地課の仕事だろうというふうにあります、今のところ、ただ倉庫を建てたいと、申請書を出して、チェックして問題がなかったら、はいどうぞというような流れなんですね。それではいかぬと思うんですけども、そこ辺のビジョンというのは今後どうされたいのか、部長の考え方をお聞きします。

○真崎商工観光労働部長 今の井手委員の御質問にお答えしたいと思います。

熊本港の将来像につきましては、基本的に委員がおっしゃった観光港としての役割、それともう1つ、熊本港の背後地に非常にたくさん企業集積を見ております。ソニーさんでありますとか、ホンダさんでありますとか、富士フイルムさんでありますとか、こう

いった企業のやっぱり産業用の貿易港としての面もあわせ持つべきではないかと考えております。

そういった意味で、今おっしゃいました産業廃棄物業者というのは、エコポート九州という会社ともう1社あるんですけども、こちらは、実は、そういう産業の輸出という面では、熊本港の輸出量のたしか4割ぐらいは、実は、このエコポートさんのほうが、古紙、それから古い布ですね、こういったものを占めておられて、しかも、私どもとしては誘致企業だと認定しておりますので、こちら私どもにとっては大切な企業だとは思っております。

ただ、委員がおっしゃいましたとおり、私どもまだビジョンは——近々成果品はお示しできると思うんですが、観光客を中心に人が出入りするフェリーのターミナルビルの前面の部分につきまして、いわゆるそこから見える部分、実は、現在私どもの区割りでは5区画そこにあります、1つのブロックにですね。前面のほうに3区画、裏のほうに2区画、それから道を隔てて奥に4区画ですか、あるんですけども、少なくともそこには物流、人流、どちらとも要件としては立地可能です。

ただ、我々としては、やはりフェリーの前面に当たる3区画については、これはやはり人が見て不快感を覚えないといえますか、あるいは人を寄せる直販所であるとか、そういった人流に資する施設のほうが望ましいという考えを我々は基本的に持っておりますので、そういった方向で、もうしばらくお時間いただければ、我々のビジョンをお示しできると思っております。

以上です。

○井手順雄委員 ありがとうございます。

私としても、産業廃棄物屋さんとかそういうのが入ったらだめということじゃないんで

す。どんどん来てくださいということなんです、場所的なことを考えて、今おっしゃったような区分けをして、今後、熊本港が人が集まるそういった拠点港になればなどということでございますので、よろしく願います。

ありがとうございました。

○浦田祐三子委員長 ほかにその他では何かございませんか。

○小早川宗弘委員 済みません。その他ではなくて、報告事項のことでちょっと確認したいことがあります。

環境生活部、NPO法人の制度改正の部分で、4ページ、5ページの部分なんですけれども、ちょっと説明を聞いてよくわからぬだったのが、これはNPO法人になるための基準の緩和なんですか。それとも、税制上の優遇措置を強化するための制度改正なのか、ちょっと説明を聞いてよくわからぬだったんですけども、この5ページの何かいろいろ認定NPO法人になるまでの経緯、ルートを見とると、若干厳しくなったんじゃないかなというふうな気がしますけれども、実際どれぐらいのNPO法人が熊本県内にあつて、どれぐらいのNPO法人が、この制度に従って減るのか、ふえるのか——ふえるのはわからぬかもしれぬですけども、どういう影響があるのかを、簡単でいいですけども、教えていただきたいと思えます。

○大谷男女参画・協働推進課長 NPOについては、先ほど説明しましたように、県内で約700活動しております。大体毎年熊本県と熊本市に60件ほど認証が上がってきています。そのほとんどを認証しております。そういう形で、NPOの認証については確実にふえてきています。

今回提案しておりますのは、認定NPO、

特に寄附する人に対する優遇税制が認められる法人なんですけれども、これを新たにいろんな形で緩和してふやしていこうという形でやっています。

認定NPOは、全国でNPO自体が4万8,500ほどあるんですが、大体この1年半で294件ほど認証が上がっております。熊本県も今2件ほど相談があっております。そういう形で、認定のNPO法人をふやしていきたいと思っております。そのために、国が提案した基準がかなり厳しいものですから、地方が条例をつくって緩和していいということになっていきますので、その緩和する条例を今回つくらせていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○小早川宗弘委員 はい、わかりました。

○浦田祐三子委員長 ほかに質疑はありますか。

○西岡勝成委員 済みません、もう一回逆戻りなんですけれども……。

○浦田祐三子委員長 報告事項についてですか。

○西岡勝成委員 済みません。産業競争力強化戦略ですけれども、私は一番大事な部分だと思うんですね。日本の国が大きく——アベノミクスもありますけれども、経済戦略にしてもいろいろ変換期に来ている。農業にしても、漁業にしても、いろんな分野で変換期に来ている時期に、非常に戦略をまとめる期間が短いような感じがするんですね。もうそれぞれの漁業者なら漁業者、農業は農業で大きくやっぱり変えていかないと、日本の国がもたない状況にもあるんですね、ある意味。

それは組織も一緒ですよ。農協の組織にし

ても、漁協の組織にしても、もう全く旧態依然とした流れがある中に、これは思い切った改革をせないかぬ部分があるので、その辺も含めて、やっぱり2カ月、2月までにまとめるというのは非常に短期間と思うんですけれども、どうですかね、課長、どういう戦略を掲げますか。

○出田商工政策課長 御指摘のように、非常に短期間でまとめる流れになっております。というのが、去年の6月に政府レベルでの成長戦略を出されたわけですけれども、それに基づく取り組みということで、これは経済産業省が中心になってつくっております。つくっておりますというのは、この地方版はですね。どうしようかという話が出てきたのが10月ぐらいになってからでございます、協議会が立ち上がったのが11月という話でございます。ということで、今年度末までに策定を終えるという話でございますので、実質2カ月ぐらいしかないということでございます点は御指摘のとおりかというふうに思っております。

ただ、これは政府の成長戦略に基づいて、要するに、今のいろんな時代背景を踏まえて、産業面あるいはもう少し大きな経済という観点から、いろんな取り組みを各方面が取り組んでいるわけでございます、県レベルでも、計画にするしなは別として、いろんな形で新しい流れに対応していく取り組みというのをやっているというところだと思います。

それを踏まえて、今回の地方版の成長戦略は、例えば九州地方であれば九州地方で広域で何に取り組めるのか、取り組んだほうがいいのかということを幾つか絞り込んでこれを磨き上げていこうという取り組みでございます。したがって、若干期間は短くはございますが、そういった観点から今各県とも努力して調整を行っているところでござい

す。

○西岡勝成委員 要するに、大きな骨組みをつくっていくという形ですよ。

○出田商工政策課長 はい。ということになります。政府の成長戦略も、戦略という大きな枠組みをつくって、今頻繁に最近でも実行計画という名前で出てきますけれども、いろんな、今回であれば、法人税の減税であるとか、そういった取り組みがそれぞれの時期時期に出てくるわけでございます、今回の九州地方の競争力強化戦略も、基本的な骨組みを立てて、時期時期に少し具体化した何がしかのプロジェクトを充実させていくというふうな取り組みになりはしないかなというふうに思っているところでございます。

○西岡勝成委員 これは要望ですけども、アベノミクスが成功するかせぬか、ここにかかっているんですよ。だから、ばらまきじゃなくて、やはりじっくりとした戦略に基づいてつくり上げていかないと、本当、日本の将来の成長はないと思うので、ぜひひとつ魂を入れて頑張ってください。

○出田商工政策課長 各県とも協力して取りまとめに努めてまいりたいと思います。

それから、先ほど御指摘がございましたように、この中で熊本県としてのプレゼンスをどうやってアピールしていくかというのが非常に大きな問題になるかと思っておりますので、その点も庁内の先ほど農林水産部もありましたけれども、あと健康福祉部であるとか、環境であるとか、各部とも連携しながら策定に当たってまいりたいというふうに思っております。

○浦田祐三子委員長 ほかに質疑はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○浦田祐三子委員長 なければ、以上で本日の議題は全て終了いたしました。

それでは、これをもちまして本日の委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午前10時55分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

経済環境常任委員会委員長